



発行 新潟県

第74号

令和4年9月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 43 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域医療政策課)
44 新潟県漁業調整規則の一部改正(水産課)

告 示

- 998 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
999 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届(福祉保健総務課)
1000 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
1001 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
1002 介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
1003 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
1004 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
1005 公有水面埋立ての竣功認可(漁港課)
1006 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
1007 道路の区域変更(道路管理課)
1008 道路の供用開始(道路管理課)
1009 道路の区域変更(道路管理課)
1010 道路の区域変更(道路管理課)

公 告

- 公聴会の開催(都市政策課)
特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

選挙管理委員会規程

- 15 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

- 106 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
107 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
108 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
109 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 6-1879 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

監査委員公表

- 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表(監査委員事務局)
監査の結果に基づく措置状況(監査委員事務局)

教育委員会訓令

- 9 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正(教育庁総務課)
10 新潟県立学校職員服務規程の一部改正(高等学校教育課)

教育委員会告示

- 8 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正(義務教育課)
9 新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正(高等学校教育課)

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第43号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後別表項」という。）が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動別表項に対応する移動後別表項が存在しない場合には当該移動別表項（以下「削除別表項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示及び削除別表項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>魚沼基幹病院</u></p> <p>ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(7) <u>医科 5,500円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>歯科 3,300円</u></p> <p>イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(7) <u>医科 2,750円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>歯科 1,650円</u></p> <p>(2) <u>燕労災病院</u></p> <p>ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(7) <u>医科 7,700円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>歯科 5,500円</u></p> <p>イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(7) <u>医科 3,300円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>歯科 2,090円</u></p> <p>2～16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>初診時</u></p> <p>ア <u>医科 5,500円</u></p> <p>イ <u>歯科 3,300円</u></p> <p>(2) <u>再診時</u></p> <p>ア <u>医科 2,750円</u></p> <p>イ <u>歯科 1,650円</u></p> <p>2～16 (略)</p> <p>17 <u>体外受精料</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>採卵 1件につき 67,490円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>採卵及び培養 1件につき 98,530円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>採卵から^{はい}胚移植まで 1件につき</u> <u>122,640円</u></p> <p>18 <u>人工受胎法施術料 1件につき 5,500円</u></p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p>

- 21 (略)
- 22 (略)
- 23 (略)
- 24 (略)
- 25 (略)
- 26 (略)
- 27 (略)
- 28 (略)
- 29 (略)
- 30 (略)
- 31 (略)
- 32 (略)
- 33 (略)
- 34 (略)
- 35 (略)
- 36 (略)
- 37 (略)
- 38 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項第1号ア(7)	5,500円	5,000円
1の項第1号ア(イ)	3,300円	3,000円
1の項第1号イ(7)	2,750円	2,500円
1の項第1号イ(イ)	1,650円	1,500円
1の項第2号ア(7)	7,700円	7,000円
1の項第	5,500円	5,000円

- 23 (略)
- 24 (略)
- 25 (略)
- 26 (略)
- 27 (略)
- 28 (略)
- 29 (略)
- 30 (略)
- 31 (略)
- 32 (略)
- 33 (略)
- 34 (略)
- 35 (略)
- 36 (略)
- 37 (略)
- 38 (略)
- 39 (略)
- 40 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項第1号ア	5,500円	5,000円
1の項第1号イ	3,300円	3,000円
1の項第2号ア	2,750円	2,500円

2号ア (イ)				
1の項第 2号イ (ア)	3,300円	3,000円	1の項第 2号イ	1,650円 1,500円
1の項第 2号イ (イ)	2,090円	1,900円		
(略)		(略)		
19の項	(略)		21の項	(略)
25の項	(略)		27の項	(略)
26の項第 1号	(略)		28の項第 1号	(略)
33の項	(略)		35の項	(略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表中17の項及び18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項から40の項までを2項ずつ繰り上げる改正並びに別表備考の表の改正(「21の項」、「27の項」、「28の項第1号」及び「35の項」を改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第44号

新潟県漁業調整規則の一部改正

新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目並びに表の項の表示に下線が引かれた号及び号の細目並びに表の項(以下「移動後号等」という。)に対応する次の表の改正前の欄中号及び号の細目並びに表の項の表示に下線が引かれた号及び号の細目並びに表の項(以下「移動号等」という。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目並びに表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(禁止区域等)	(禁止区域等)
<p>第36条 何人も、次の各号に掲げる河川の区分に応じ、当該各号に定める水面においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 荒川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u></p> <p>ア <u>北緯38度 6分34.1秒東経139度29分28.0秒の点</u></p> <p>イ <u>北緯38度 6分25.1秒東経139度29分20.8秒の点</u></p> <p>ウ <u>北緯38度 6分40.9秒東経139度29分16.3秒の点</u></p> <p>エ <u>北緯38度 6分31.5秒東経139度29分8.5秒の点</u></p> <p>(2) 胎内川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u></p> <p>ア <u>北緯38度 2分41.5秒東経139度28分11.9秒の点</u></p> <p>イ <u>北緯38度 2分43.4秒東経139度28分7.1秒の点</u></p> <p>ウ <u>北緯38度 2分58.8秒東経139度28分12.1秒の点</u></p> <p>エ <u>北緯38度 2分57.7秒東経139度28分6.3秒の点</u></p> <p>(3) 胎内川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u></p>	<p>(1) 荒川 <u>村上市地内荒川用水取入れせき上流端から上流50メートル、下流端から下流300メートルの間の水面(魚道を含む。)</u></p> <p>(2) 胎内川 <u>胎内市地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流300メートルの間の水面(魚道を含む。)</u></p> <p>(3) 胎内川 <u>胎内市地内樽カ橋上流端から上流100メートル、下流端から下流300メートルの間</u></p>

<p>ア <u>北緯38度 3分46.9秒東経139度27分17.8秒の点</u></p> <p>イ <u>北緯38度 3分44.7秒東経139度27分13.6秒の点</u></p> <p>ウ <u>北緯38度 3分56.7秒東経139度27分6.1秒の点</u></p> <p>エ <u>北緯38度 3分54.4秒東経139度27分4.7秒の点</u></p>	<p>の水面</p>
<p>(4) 加治川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u></p>	<p>(4) 加治川 <u>新発田市地内大庄屋江頭首工えん堤上流端から上流50メートル、下流端から下流100メートルの間の水面 (魚道を含む。)</u></p>
<p>ア <u>北緯37度52分33.1秒東経139度24分19.6秒の点</u></p> <p>イ <u>北緯37度52分31.1秒東経139度24分16.6秒の点</u></p> <p>ウ <u>北緯37度52分36.0秒東経139度24分14.5秒の点</u></p> <p>エ <u>北緯37度52分33.5秒東経139度24分12.2秒の点</u></p>	
<p>(5) 加治川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u></p>	<p>(5) 加治川 <u>新発田市地内加治川第1頭首工えん堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の水面 (魚道を含む。)</u></p>
<p>ア <u>北緯37度53分6.0秒東経139度23分43.4秒の点</u></p> <p>イ <u>北緯37度53分6.8秒東経139度23分40.0秒の点</u></p> <p>ウ <u>北緯37度53分11.9秒東経139度23分46.2秒の点</u></p> <p>エ <u>北緯37度53分13.1秒東経139度23分41.6秒の点</u></p>	
<p>(6) 加治川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u></p>	<p>(6) 加治川 <u>新発田市地内加治川第2頭首工えん堤上流端から上流150メートル、下流端から下流300メートルの間の水面 (魚道を含む。)</u></p>
<p>ア <u>北緯37度58分3.8秒東経139度20分53.2秒の点</u></p> <p>イ <u>北緯37度57分59.2秒東経139度20分46.3秒の点</u></p> <p>ウ <u>北緯37度58分15.1秒東経139度20分41.7秒の点</u></p> <p>エ <u>北緯37度58分11.1秒東経139度20分34.2秒の点</u></p>	

(7) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度42分1.9秒東経139度23分22.9秒の点

イ 北緯37度41分55.5秒東経139度23分31.6秒の点

ウ 北緯37度41分37.4秒東経139度23分8.5秒の点

エ 北緯37度41分34.9秒東経139度23分19.2秒の点

(8) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度41分47.1秒東経139度22分48.6秒の点

イ 北緯37度41分50.3秒東経139度22分42.1秒の点

ウ 北緯37度42分9.8秒東経139度22分49.9秒の点

エ 北緯37度42分4.8秒東経139度22分37.9秒の点

(9) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度42分32.9秒東経139度28分14.6秒の点

イ 北緯37度42分28.7秒東経139度28分24.4秒の点

ウ 北緯37度42分18.0秒東経139度28分41.2秒の点

エ 北緯37度42分22.0秒東経139度28分37.4秒の点

(10) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度41分40.4秒東経139度34分6.3秒の点

(7) 阿賀野川 東蒲原郡阿賀町地内東北電力株式会社揚川発電所えん堤上流端から上流800メートル、放水口下流端から下流750メートルの地点に管理者が建設した標柱より対岸250度を見通した線間の水面(発電所放水路及び魚道を含む。)

(8) 阿賀野川 東蒲原郡阿賀町地内東北電力株式会社鹿瀬発電所えん堤上流端から上流400メートル、下流端から下流1,100メートルの間の水面(発電所放水路及び魚道を含む。)

(9) 阿賀野川 東蒲原郡阿賀町地内東北電力株式会社豊実発電所えん堤上流端から上流400メートル、下流端から下流900メートルの間の水面(発電所放水路及び魚道を含む。)

イ 北緯37度41分33.6秒東経139度34分3.5秒の点

ウ 北緯37度42分14.7秒東経139度34分12.6秒の点

エ 北緯37度42分15.2秒東経139度34分5.5秒の点

(11) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度44分18.6秒東経139度17分0.6秒の点

イ 北緯37度44分9.7秒東経139度17分2.8秒の点

ウ 北緯37度44分19.8秒東経139度16分49.9秒の点

エ 北緯37度44分7.4秒東経139度16分51.7秒の点

(12) 信濃川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度53分42.7秒東経139度0分52.5秒の点

イ 北緯37度53分48.9秒東経139度0分43.8秒の点

ウ 北緯37度53分57.5秒東経139度1分2.3秒の点

エ 北緯37度54分1.5秒東経139度0分52.4秒の点

(13) 信濃川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度36分19.6秒東経138度50分35.9秒の点

イ 北緯37度36分23.3秒東経138度50分30.8秒の点

ウ 北緯37度36分28.9秒東経138度50分46.9秒の点

エ 北緯37度36分33.0秒東経138度50分42.0秒の点

(10) 阿賀野川 五泉市及び阿賀野市地内北陸農政局阿賀野川頭首工上流端から上流60メートル、下流端から下流200メートルの間の水面(魚道を含む。)

(11) 信濃川 新潟市地内信濃川水門左岸上流20メートルの地点の水位測定塔から対岸インペックスエンジニアリング株式会社の排水樋管^ひを通した線から信濃川水門上流端までの間の水面及び信濃川水門下流端から下流400メートルまでの間の水面(魚道^こ及び閘門を含む。)

(12) 信濃川 燕市地内信濃川新洗せき上流端から下流400メートルの間の水面

(14) 信濃川 次に掲げるア、イ及びウの点を結んだ線によって囲まれた水面

ア 北緯37度17分47.0秒東経138度48分26.2秒の点

イ 北緯37度17分57.1秒東経138度48分28.4秒の点

ウ 北緯37度17分51.4秒東経138度48分20.9秒の点

(15) 信濃川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度3分54.6秒東経138度41分45.1秒の点

イ 北緯37度4分8.3秒東経138度41分44.8秒の点

ウ 北緯37度3分50.4秒東経138度42分23.4秒の点

エ 北緯37度3分57.4秒東経138度42分22.8秒の点

(16) 関屋分水路 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から下流海に至る間の水面

ア 北緯37度54分24.4秒東経139度0分12.1秒の点

イ 北緯37度54分28.0秒東経139度0分21.8秒の点

(17) 大河津分水路 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から下流海に至る間の水面

ア 北緯37度39分48.5秒東経138度47分24.4秒の点

イ 北緯37度39分42.0秒東経138度47分20.0秒の点

(18) 大河津分水路 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

(13) 信濃川 小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25メートルの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160メートルの点を結ぶ線によって囲まれた水面(発電所放水路を含む。)

(14) 信濃川 十日町市地内東日本旅客鉄道株式会社千手発電所えん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750メートルの間の水面(魚道を含む。)

(15) 関屋分水路 新潟市地内浜浦橋上流端から上流5メートル、下流海に至る間の水面(魚道及び閘門を含む。)

(16) 大河津分水路 長岡市地内大河津分水路第2床固上流端から上流200メートル、下流海に至る間の水面(魚道を含む。)

(17) 大河津分水路 燕市地内大河津分水路固定せき上流端から上流650メートル(右岸にあっては、1,050メートル)、下流端から下流1,400メートルの間の水面(魚道を含む。)

ア 北緯37度36分7.1秒東経138度50分23.3秒の点

イ 北緯37度36分21.7秒東経138度49分53.3秒の点

ウ 北緯37度37分32.0秒東経138度50分8.4秒の点

エ 北緯37度37分22.7秒東経138度49分47.7秒の点

(19) 五十嵐川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度32分26.9秒東経139度7分9.0秒の点

イ 北緯37度32分23.1秒東経139度7分6.9秒の点

ウ 北緯37度32分33.8秒東経139度6分46.8秒の点

エ 北緯37度32分31.2秒東経139度6分44.9秒の点

(20) 魚野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯36度56分59.9秒東経138度48分20.4秒の点

イ 北緯36度56分57.8秒東経138度48分12.9秒の点

ウ 北緯36度57分7.1秒東経138度48分11.8秒の点

エ 北緯36度57分6.1秒東経138度48分9.3秒の点

(21) 破間川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度18分12.4秒東経139度0分20.5秒の点

イ 北緯37度18分8.4秒東経139度0分20.4秒の点

ウ 北緯37度18分10.6秒東経139度0分7.1秒の点

エ 北緯37度18分7.4秒東経139度0分8.2秒の点

(18) 五十嵐川 三条市地内八木橋上流端から上流200メートル、下流端から下流400メートルの間の水面

(19) 魚野川 南魚沼郡湯沢町地内東京電力ホールディングス株式会社石打発電所えん堤上流端から上流70メートル、下流端から下流200メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(20) 破間川 魚沼市地内東北電力株式会社藪神発電所えん堤上流端から上流50メートル、下流端から下流250メートルの間の水面 (魚道を含む。)

点

(22) 黒又川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度20分20.0秒東経139度4分57.8秒

の点

イ 北緯37度20分19.6秒東経139度4分50.6秒

の点

ウ 北緯37度20分31.0秒東経139度4分48.7秒

の点

エ 北緯37度20分29.8秒東経139度4分47.1秒

の点

(23) 平石川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度20分22.0秒東経139度5分44.6秒

の点

イ 北緯37度20分18.3秒東経139度5分43.6秒

の点

ウ 北緯37度20分21.5秒東経139度5分28.6秒

の点

エ 北緯37度20分21.1秒東経139度5分24.1秒

の点

(24) 早川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度1分58.9秒東経137度56分36.4秒

の点

イ 北緯37度1分55.6秒東経137度56分35.3秒

の点

ウ 北緯37度2分0.6秒東経137度56分26.8秒の

点

エ 北緯37度1分56.4秒東経137度56分27.3秒

の点

(25) 姫川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯36度56分21.7秒東経137度51分36.6秒

(21) 黒又川 魚沼市地内東北電力株式会社上条発電所えん堤上流端から上流100メートル、下流端から下流250メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(22) 平石川 魚沼市地内東北電力株式会社上条発電所えん堤上流端から上流100メートル、下流端から下流400メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(23) 早川 糸魚川市地内東北電力株式会社早川発電所えん堤上流端から上流100メートル、下流端から下流100メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(24) 姫川 糸魚川市地内東京発電株式会社姫川第7発電所えん堤上流端から上流50メートル、下流端から下流大糸線姫川第3橋りょう上流端の間の水面 (魚道を含む。)

の点

イ 北緯36度56分18.7秒東経137度51分34.2秒

の点

ウ 北緯36度56分25.7秒東経137度51分26.4秒

の点

エ 北緯36度56分20.4秒東経137度51分27.5秒

の点

(26) 姫川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯36度53分33.1秒東経137度51分50.8秒

の点

イ 北緯36度53分36.7秒東経137度51分44.6秒

の点

ウ 北緯36度53分45.5秒東経137度51分57.2秒

の点

エ 北緯36度53分49.4秒東経137度51分53.9秒

の点

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(略)		
8 (略)		
9 (略)		
10 (略)		
11 (略)		
12 (略)		
13 (略)		
14 (略)		

2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容

(25) 姫川 糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所えん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流200メートルの間の水面(魚道を含む。)

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(略)		
8 (略)		
9 にじます(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
10 にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
11 (略)		
12 (略)		
13 (略)		
14 (略)		
15 (略)		
16 (略)		

2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容

<p>とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の1の項(右欄に掲げる区域が海面であるものに限る。)、4の項及び<u>11の項から14の項</u>までの規定は適用しない。</p> <p>3 何人も、内水面において、いわな、かじか、さくらます、さけ又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の1の項(右欄に掲げる区域が海面であるものに限る。)、4の項及び<u>13の項から16の項</u>までの規定は適用しない。</p> <p>3 何人も、内水面において、いわな、かじか、さくらます、さけ、<u>にじます</u>又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>4 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第998号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護かえりえ上越	上越市春日野1丁目4番39号	令和4年6月28日
たかおクリニック	三条市東裏館2丁目21-36(株)佐藤産業ビル3F	令和4年6月1日
訪問看護ステーション デューン 燕三条	三条市須頃2丁目13番地 パークハイツ須頃 2階 203号室	令和4年8月1日
脳とこころの訪問看護ステーション新発田	新発田市新栄町3丁目1番31号	令和4年7月1日
ご近所訪看リハビリステーション新発田	新発田市東新町4丁目1番10号	令和4年7月1日
駅西調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目南7番地26	令和4年8月1日

◎新潟県告示第999号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
メディスンショップ 燕薬局	燕市柚木812番地	名称	メディスンショップ 燕薬局	わかば燕薬局	令和4年9月1日

◎新潟県告示第1000号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石野歯科医院	上越市脇野田140-8	令和4年7月20日
五十嵐歯科医院	五泉市吉沢1丁目6番12号	令和4年8月18日

◎新潟県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	さくら心の訪問看護ステーション	新潟県長岡市亀貝町1719番地1	株式会社さくらメディテイト	令和4年9月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションふくいく	新潟県阿賀野市里883番地	合同会社fUkUikU	令和4年9月1日
訪問介護	思いやりサポートみちしるべ	新潟県村上市坂町3308番地14ロイヤルメゾン優103号	合同会社みちしるべ	令和4年9月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームアザレア三条	新潟県三条市諏訪3丁目3番45号	社会福祉法人つつじ会	令和4年9月1日

◎新潟県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問介護ステーションすみれ	新潟県新発田市住吉町4丁目5番24号	有限会社新発田家政婦紹介所	訪問介護	令和4年7月29日	令和4年8月31日

◎新潟県告示第1003号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、粟島浦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月31日(月)	午後1時から4時まで	粟島浦村役場	粟島浦村全域
11月1日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
11月2日から令和5年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1004号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	55者	諏訪山古堤2153番1ほか253筆 2.3ha
新潟市	7者	江南区沢海焼山2334番ほか56筆 3.7ha
燕市	2者	米納津16058番ほか17筆 1.6ha
長岡市	1者	西川口原田2766番 0.2ha
上越市	2者	大和1丁目218番ほか15筆 2.0ha
佐渡市	5者	秋津坊の前2380番ほか16筆 3.3ha
合計	72者	363筆 13.1ha

- 2 認可年月日
令和4年9月30日

◎新潟県告示第1005号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 竣功認可年月日
令和4年9月16日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 埋立区域
(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び10733の地点とP1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

P1の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場(北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398)から91度29分13秒40.423mの地点

G2の地点 P1の地点から248度51分19秒2.803mの地点

G3の地点 G2の地点から158度35分31秒195.933mの地点

10733の地点 G3の地点から68度51分13秒2.794mの地点

(3) 面積

548.29平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

令和2年10月13日

新潟県漁第294号

5 法22条第3項の市町村(閲覧場所)

佐渡市

◎新潟県告示第1006号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営別所地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年10月3日から令和4年10月31日まで

3 縦覧に供する場所

五泉市役所及び五泉市村松支所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1007号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市赤土字屋敷添459番1から 同市三沢沢字屋敷添1653番1まで	新	8.0～51.0メートル	267.2メートル
	旧	(A)7.9～19.4メートル	277.6メートル
		(B)9.4～49.6メートル	267.2メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道細野魚沼田中停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 細野魚沼田中停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市三沢沢字屋敷添1653番1から 同市赤土字屋敷添459番1まで	新	8.0～51.0メートル	267.2メートル
	旧	(A)7.9～19.4メートル	277.6メートル
		(B)9.4～49.6メートル	267.2メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道小出守門線と重用

◎新潟県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 小出守門線
- 2 供用開始の区間
魚沼市赤土字屋敷添459番1から同市三沢沢字屋敷添1653番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月30日

◎新潟県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代岡野町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市会沢字上ノ山745番3から	新	8.1～17.0メートル	173.5メートル
同市会沢字十二平1173番まで	旧	6.5～17.0メートル	171.9メートル

◎新潟県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字西川原字狐平854番7から	新	11.9～125.5メートル	1,223.2メートル
同市大字西川原字ヲトシ852番2まで	旧	11.3～125.5メートル	1,223.2メートル

公 告

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 公聴会の日時
令和4年11月1日（火）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所
上越市木田1丁目1番3号
上越市役所木田第一庁舎 401会議室
- 3 事案の概要
別紙「上越都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、上越市都市整備部都市整備課計画係において、10月9日（日）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
上越都市計画区域の住民

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和4年10月9日(日)

8 公述申出先

- (1) 上越市本城町5番6号(〒943-8551)
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
電話 025-526-9516
- (2) 上越市木田1丁目1番3号(〒943-8601)
上越市都市整備部都市整備課計画係
電話 025-520-5763

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人(最大10名)を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

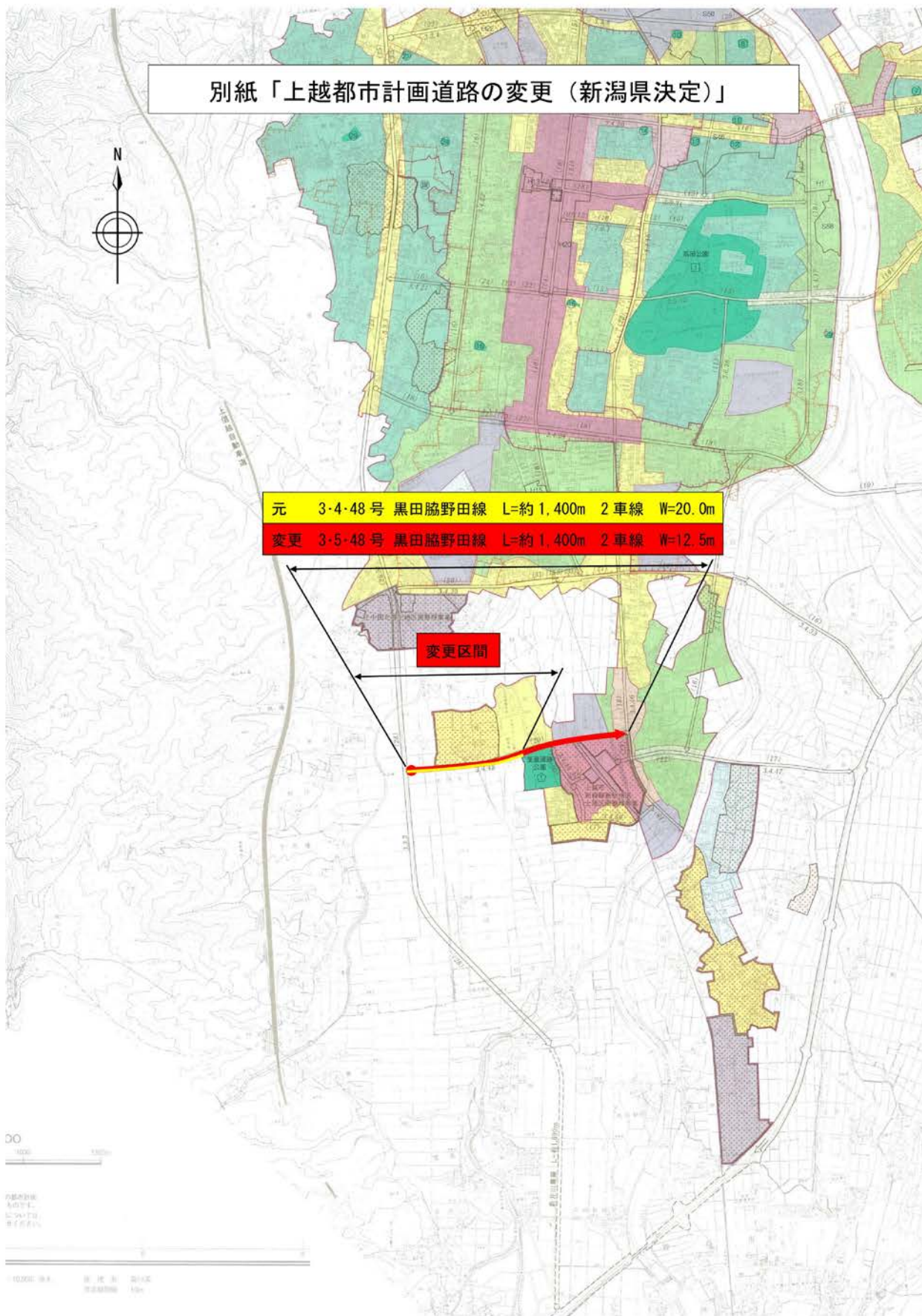
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の10名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1(〒950-8570)
新潟県土木部都市局都市政策課
電話 025-280-5429



特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
放射線測定機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和4年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本レイテック株式会社新潟営業所
新潟県新潟市中央区万代4丁目1番6号 新潟あおばビル7階
- 5 落札価格
56,980,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和4年6月14日

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
新潟市北区	(略) 介護付有料老人ホーム くるみの杜 <u>介護老人保健施設 葵の園・新潟北区</u>	(略) 新潟市北区葛塚3487番地 <u>新潟市北区島見町200-1</u>	新潟市北区	(略) 介護付有料老人ホーム くるみの杜	(略) 新潟市北区葛塚3487番地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) 介護付有料老人ホーム 愛広苑参番館 <u>特別養護老人ホーム いなほの郷下山</u>	(略) 新潟市東区有楽2丁目13番地8 <u>新潟市東区下山2丁目587番地1</u>	新潟市東区	(略) 介護付有料老人ホーム 愛広苑参番館	(略) 新潟市東区有楽2丁目13番地8
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム てらお愛宕の園 <u>特別養護老人ホーム 有徳の家</u> <u>特別養護老人ホーム ルアナ</u> <u>ショートステイ ルアナ</u>	(略) 新潟市西区寺尾東1丁目18番29号 <u>新潟市西区小針上山9-32</u> <u>新潟市西区小針上山10-5</u> <u>新潟市西区小針上山10-5</u>	新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム てらお愛宕の園	(略) 新潟市西区寺尾東1丁目18番29号
(略)			(略)		
上越市	(略) 介護付有料老人ホーム スローライフもんぜん <u>リーシェ上越さくら</u>	(略) 上越市下門前1910番地 <u>上越市とよば121番地</u>	上越市	(略) 介護付有料老人ホーム スローライフもんぜん	(略) 上越市下門前1910番地
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年9月30日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい風を起こす会	塩田純三郎	松尾裕	新潟県新潟市江南区両川2-4500-4 (株)どら内	R4.08.01
大島靖浩後援会	金山則夫	齋藤浩司	新潟県燕市分水東学校町3-6-21	R4.08.01
かけひ智也後援会	鈴木映一	牧野泰二	新潟県胎内市西本町7-31	R4.08.18
小坂井てつお後援会	高橋健一	小川松子	新潟県見附市双葉町3-11	R4.08.18
小林そのい後援会	佐藤加代子	姫野久代	新潟県見附市上新田町429-28	R4.08.05
佐野大輔後援会	佐野大輔	佐野早苗	新潟県燕市小関1446番地5	R4.08.10
野口よそ美後援会	佐藤栄之助	野口吉泰	新潟県新潟市西区寺尾19-18	R4.08.18
野村のりこ後援会	野村紀子	風間ルミ子	新潟県新潟市北区嘉山1丁目3-36	R4.08.19
星野伊佐夫後援会	星野伊佐夫	小林立憲	新潟県長岡市住吉3丁目5番11号	R4.08.18
未来への政治を改革する会	野口よそ美	野口吉泰	新潟県新潟市西区寺尾19-18	R4.08.18

◎新潟県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県ときわ会支部	佐藤賢也	代表者の氏名	佐藤賢也	高木言芳	R4.03.10
自由民主党新潟県自動車整備支部	町田一越	代表者の氏名	町田一越	樋口誠	R4.08.01
自由民主党新潟県支部連合会	高鳥修一	会計責任者の氏名	桜井甚一	小野峯生	R4.07.11
自由民主党新潟県南魚沼市南魚沼郡	松原良道	政治団体の名称	自由民主党新潟県南魚沼市南魚	自由民主党新潟県南魚沼市南魚	R4.04.22

第一支部

沼郡第一支部

沼郡第二支部

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
城戸陽二後援会	城戸陽二	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市朝日町1丁目7番21号	新潟県妙高市大字田口1182番地1	R4.07.24
樹・楊枝の会	長崎一男	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市朝日町1丁目7番21号	新潟県妙高市大字田口1182番地1	R4.07.24
衣川広志後援会	衣川広志	政治団体の名称	衣川広志後援会	越後で減税パーティー	R4.08.02
		主たる事務所の所在地	新潟県長岡市悠久町1丁目1106-3	新潟県長岡市悠久町1-1106-3	R4.08.02
全国旅館政治連盟新潟県支部	柳一成	代表者の氏名	柳一成	野澤幸司	R3.05.25
たいらあやこ後援会	坂井修	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区大野157-1	新潟県柏崎市長峰町13-26	R4.07.01
		代表者の氏名	坂井修	内山かほる	R4.07.01
		会計責任者の氏名	今井ヨシイ	五位野和夫	R4.07.01
田中あつし後援会	滝沢功	代表者の氏名	滝沢功	田中裕己	R4.08.15
新潟県歯科医師連盟上越支部	渡辺正	主たる事務所の所在地	新潟県上越市新光町1丁目8番11号	新潟県上越市新光町1-10-16	R4.08.01
新潟県自動車整備政経懇話会	町田一越	代表者の氏名	町田一越	樋口誠	R4.08.01

◎新潟県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	R4.08.30

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

オールにいがた平和と共生	佐々木寛	R4.08.30
水落敏栄十日町後援会	尾身孝昭	R4.07.31
森ゆうこサポーターズクラブ	小林幸市	R4.08.30

◎新潟県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

城戸陽二	城戸陽二後援会	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市朝日町1丁目7番21号	新潟県妙高市大字田口1182番地1	R4.07.24
------	---------	------------	-------------------	-------------------	----------

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1879号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月を超える育児休業のうち、次に掲げる育児休業</u></p> <p>(ア) <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(イ) <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第6条第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間 (4)～(12) (略)	(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が2箇月以下である職員を除く。)として在職した期間 (4)～(12) (略)
---	---

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

監査委員公表**包括外部監査結果に基づく措置状況の公表**

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和4年9月30日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸
新潟県監査委員 柄 沢 正 三
新潟県監査委員 秋 山 三枝子
新潟県監査委員 岡 俊 幸

令和3年度 包括外部監査結果に基づく措置内容
 テーマ「子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

区分	事業名等	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	活動指標、成果指標の設定について	新潟県では、「にいがた出会いサポートセンター」設置運營業務委託仕様書において、登録会員数、引合せ件数の目標値を設定しているが、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。	新規・更新登録会員数を成果指標に、企業訪問数、サポートセンター開設日数、広告放送回数活動を活動指標とし、委託事業者との定例会議において進捗を確認するとともに、半期ごとに事業評価及び見直しを実施する方針を定めた。
意見2	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	「にいがた出会いサポートセンター」設置運營業務の委託先選定について	「にいがた出会いサポートセンター」は開設後、5年程度経過しており、委託費も年々上昇傾向である。これは業務内容の見直しが毎年行われ、業務内容が増加していることによるものである。今後、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施する中で、委託事業者による指標達成に向けての方法が不適切であったり、進捗管理が十分でない、問題解決ができないなど引き続き委託することに支障があると認められる場合等に、改めて競争入札やプロポーザルにより業者選定を実施することを検討することが望ましい。	現委託事業者はこれまでの委託期間で培ったノウハウをもとに、円滑な業務実施に努めているところであるが、成果指標の達成状況について、半期ごとに評価・見直しを実施する中で、指標の達成に向けて状況を改善する工夫や努力を行わないなど、引き続き同事業者に委託することに支障があると認められる場合には、競争入札やプロポーザルにより業者選定の実施を検討することとした。
意見3	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性の検証について	「にいがた出会いサポートセンター」設置運營業務について、委託事業者から委託事業に係る収支報告書入手し、契約金額の基礎となる見積書（積算根拠）と実績の比較検証を実施することにより、見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。	委託事業者から収支報告書入手の上、見積書・予算額（積算根拠）と実績額との比較検証を実施し、金額水準の妥当性を確認した。
意見4	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性の検証について	現状、「にいがた出会いサポートセンター」設置運營業務の委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出について明記されていないため、委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出を明記し、委託事業者が収支報告書を提出する根拠を明確にすることが望ましい。	委託契約書及び仕様書に、収支報告書の提出を明記した。
指摘1	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	業務完了報告書の提出時期見直しについて	「にいがた出会いサポートセンター」設置運營業務の委託契約書において、業務完了報告書の提出期日が現実的に不可能な期日が設定されており、実際にこの提出期日は守られていない。そのため、委託契約書の業務完了報告書の提出時期を実行可能な期日に見直し、適切に運用すべきである。	委託契約書における業務完了報告書の提出時期について、財務規則上可能な範囲において実行可能な期日に見直した。

<p>指摘2</p>	<p>「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業</p>	<p>「システム化評価書」の未作成について ※指摘9、14と同じ</p>	<p>新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、「ハートマッチにいがた」の「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。</p> <p>なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。</p>	<p>効果測定を実施の上、「システム化評価書」を作成した。</p> <p>デジタル改革の実行方針に基づき、効果測定検証の点も含めたシステム化に係るプロセス等の見直しを行った上で、必要な手続きについて周知徹底を図る。</p>
<p>意見5</p>	<p>企業・団体等と連携したイベント等の開催</p>	<p>消費税仕入税額控除の取り扱いについて ※意見9と同じ</p>	<p>補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。</p>	<p>補助金交付申請書類に課税事業者の該非、仕入税額控除の有無を確認する項目を追加した。</p>
<p>意見6</p>	<p>地域少子化対策強化推進事業（結婚・子育て情報発信）</p>	<p>活動指標、成果指標の設定について</p>	<p>結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による情報発信事業において、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。</p>	<p>ページビュー増加を成果指標に、チラシ配布数及び記事掲載件数を活動指標とし、半期ごとに進捗を確認するとともに、事業評価及び見直しを実施する方針を定めた。</p>
<p>指摘3</p>	<p>企業等の子育て環境の促進</p>	<p>子育て有給休暇制度創設奨励金の交付要件の見直しについて</p>	<p>子育て有給休暇制度創設奨励金が、真に仕事と子育てが両立できる環境の整備・運用に取り組んでいる企業に交付できるように交付要件を見直すべきである。</p>	<p>真に仕事と子育てが両立できる環境の整備・運用に取り組んでいる企業に交付できるよう、従来の交付要件である「子育て有給休暇制度の創設」等に加え、令和4年度から、「従業員が同制度を利用すること」を要件に追加する見直しを行った。</p>
<p>意見7</p>	<p>地域の子育て力育成事業補助金</p>	<p>補助事業者が設定したKPIの評価について</p>	<p>地域の子育て力育成事業補助金は、県単独事業であるため、事業目的が達成できているか、事業の必要性や有効性が低下していないか等について毎期評価することが重要となる。補助事業者が設定したKPIの達成状況を評価することは「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価に直結するものであるため、県は補助事業者から提出された実績報告書においてKPI達成状況を評価し、「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価と関連させることが望ましい。</p>	<p>当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる「つながりの場づくり支援事業補助金」では、補助事業者から提出された実績報告書において事業の成果目標の達成状況を評価することで事業評価を行うこととした。</p>

指摘4	地域の子育て力育成事業補助金	実績報告書の検証の十分性について	交付申請時と比較し賃金の割合が約10%程度増加している補助事業者について、実績報告時に作業時間の報告がなく、なぜ人件費が増加したか不明瞭となっている事案があった。県は補助事業者に対して、追加で人別の作業時間の報告を求め、交付申請時の作業時間よりも増加した要因を確認し、補助対象経費として認められるか検証すべきであった。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる「つながりの場づくり支援事業補助金」では、実績報告書に、積算根拠を添付するよう記載を改めたほか、交付申請時と比較し著しく増減した費目があった場合理由を求める項目を追加した。
意見8	地域の子育て力育成事業補助金	補助対象経費の見直しについて	補助対象経費に「直接必要な賃金」が含まれているが、その範囲に限定はなく、常勤社員・職員の賃金も認められている。しかし、補助事業者は補助期間終了後に自立して事業を行うことが想定されていることから、補助対象経費に本来補助事業者が自主財源で賄うべき経費（正職員の人件費）は含めないことが望ましいと考える。補助事業の趣旨に鑑み、「直接必要な賃金」は事業を行うための臨時職員分のみ限定するなど、補助対象経費の見直しを検討することが望ましい。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる「つながりの場づくり支援事業補助金」では、補助対象経費の人件費については、本来補助事業者が自主財源で賄うべき経費が含まれないよう、「恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外」と範囲を限定する見直しを行った。
意見9	地域の子育て力育成事業補助金	消費税仕入税額控除の取り扱いについて ※意見5と同じ	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる「つながりの場づくり支援事業補助金」では、補助金交付申請書類に課税事業者の該非、仕入税額控除の有無を確認する項目を追加した。
意見10	地域子ども・子育て支援事業	市町村から提出される実績報告書の審査について	市町村が各事業の交付要件を理解等した上で実績報告を作成しているか、効率的・効果的に審査を行うために、新潟県がチェックリスト等を作成し、市町村にセルフチェック結果を提出させる等の手続きを追加することが望ましい。	効率的・効果的に審査を行うため、市町村向けのチェックリストを作成し、令和4年度実績報告時から市町村に提出を求めることとした。
意見11	保育人材確保支援事業	保育サポートセンター事業における活動指標・成果指標の設定について	新潟県単独事業である保育サポートセンター事業において、施策及び取組の適切な事業評価を行うためにも、イベント・就職説明会の開催数あるいは参加者数等を活動指標、就職件数を成果指標として設定することが望ましい。	相談会の実施回数と参加者数を活動指標、就職件数を成果指標として設定した。
意見12	保育人材確保支援事業	実績報告書の検査方法について	保育サポートセンター事業における、委託先の実績報告に対する検査が適切に実施されていることを疎明するためにも、検査の内容や検査の経緯等については検査調書等に明記することが望ましい。	疎明が必要なものについては、検査の内容や検査の経緯等を検査調書等に明記することとした。

意見13	里親	里親名簿の更新・管理について	子ども家庭課で管理する里親名簿と各児童相談所が支援の実務上管理している名簿を相互に確認する仕組みがない。名簿の登録・更新は、何らかのミスが生じることで登録が誤ったり漏れたりする可能性は否定できないため、子ども家庭課が作成管理している里親名簿を定期的に照合する仕組みを構築することが望ましい。	子ども家庭課で管理している里親名簿と児童相談所で使用している名簿について、毎年6月頃を目途に照合作業を実施することとした。
意見14	里親	里親に対する措置費について	里親に支払われる措置費について、結果として問題はなかったが、証拠書類が外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる事例があった。 証拠書類について外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる場合には、その都度確認をするべきであると考え。	里親への措置費の支出にあたり、証拠書類の外観が対象外経費の請求のように受け取れる場合は、これまで同様に、その都度証拠書類以外で支出内容が対象経費であることを確認する。
意見15	里親	里親確保に係る計画の継続評価について	新潟県及び新潟市は里親委託が進んでいる状況ではあるが、国が求めている指標には及ばず、引き続き、里親委託の推進が求められる。	引き続き、里親委託の推進等に係る計画（県社会的養育推進計画）に基づく取組を継続し、里親支援を行う民間機関と児童相談所による体制強化を図る。
意見16	身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業	業務委託先の資金についてのモニタリングについて	児童養護施設自立支援資金貸付事業については、見込みで支払いが行われている以上、一定の留保金が生じることはやむを得ないが、当該資金が他目的に流用されていないこと、預金残高等として適切に残っていることについては確認することが望ましい。 そのため、実績報告のみならず、預金残高等が確認できる証憑についても、補助金交付先に提出させたいと、県としても確認することが望ましいと考える。	引き続き、実績報告書の既交付額の残額、運用益の額等から、他目的に流用を行っていないことについて確認を行い、併せて事業者から資金管理の状況を確認した上で適正な運用の徹底を図る。
意見17	児童相談所	人員体制の整備について	児童福祉司については、令和4年3月31日までの間、経過措置が定められており現時点では問題が無いが、経過措置が終了した場合には配置基準を満たす水準には至っていない。県としても、国の新基準に基づき大幅な増員に努めているが、異動だけでは対応できず、採用を増やして対応しているものの人材の確保には苦慮している状況である。また、急な人員増加は人材育成をどうするか課題も併せて検討する必要があると、数と質の両面に対応が求められている。人材確保のためには課題が多くあるが、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化のためにも、引き続き人員体制の強化をすることが望まれる。	計画的に人員体制の強化を進めた結果、令和4年4月1日に国の基準を満たす児童福祉司の配置が完了した。

意見18	児童相談所	人員の経験年数について	児童相談所の職員は、経験年数が少ない割合が高い傾向にある。児童相談所職員として求められる専門性の向上について、一定の経験年数のある職員を配置するため、人事異動や採用に取り組んでいるところではあるが、それと合わせて、経験の浅い職員に対する人材育成の仕組みを構築し、実践していきながら体制強化をすることが望ましいと考える。	「児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、職員の経験年数に応じたステージ別研修や職種別の専門研修、OJTによる育成等により、引き続き人材育成を推進していく。
意見19	児童相談所	管理業務の運用について	管理上の利便性のために作成している通告受付等ファイルについて、綴られている写しの作成時点に統一性が見られないことや、個人ごとのファイルでの管理と重複している部分もあると考えられる。業務の効率的な執行の観点から、今一度、業務の運用方法を見直すことが望ましい。	各児童相談所で写しの作成時点を統一するとともに、児童相談所システムのデジタル化を進めるなど、業務の効率的な執行に努める。
意見20	児童相談所	児童相談所の業務管理システムについて	児童相談所の業務においては、様々な業務が相互に関連し進捗管理が重要である一方で、個々の担当者が様々な記録を文書化し、印刷してファイリングしながら進捗管理まで行っているため、個々の担当者の業務管理負担が大きくなっている。このような状況を改善するために、児童相談所の業務においても業務の見直しとデジタル化を進めることが有用であると考えられることから、先進的な他県の取組を参考に費用対効果も含めて積極的に検討することが望ましい。	他県のデジタル化の状況調査結果及び児童相談所職員の意見を踏まえた上で、業務の見直しやデジタル化が必要なものは費用対効果も含め対応を検討していく。
意見21	児童相談所	研修体制の整備について	リモートでの研修を受けるためのインフラが十分ではない。研修内容によってはリモートでの研修が有用なものもあると考えられる。そのため、リモートでの研修が可能となるようなインフラの整備を進めることが望ましい。	各職員のパソコンでリモート研修が可能となるよう、環境を整備した。
			また、研修計画についても、集合研修で実施するものとリモートでの研修とするものとを明確にして研修計画に落とし込むことや、リモートで実施する研修内容を具体的に検討することで、有効な研修が受けられる体制を整備することが望ましいと考える。	集合型またはリモート型での実施を明確に研修計画に反映し、研修体制を整理した。
指摘5	児童扶養手当	「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」の徹底について	児童扶養手当の認定請求手続で、「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、申請者が添付書類を省略したとしても、県での審査の過程においては、情報連携により、町村から県への申請書の受理段階で住民票もしくは住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等の添付が必要とされている。これらの添付が無い事例があったため、手引の運用を徹底させるべきである。	研修等において、改めて必要書類及び運用上の留意点等について確認を行い、運用の徹底について周知した。

指摘6	児童扶養手当	「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」に基づく運用がなされていない実務について	児童扶養手当の認定請求手続で「児童扶養手当事務取扱手引(町村、地域振興局向け)」では、認定請求日はすべての申請書類が確認された後とする旨の記載があるが、児童扶養手当の認定請求の添付書類の一つである「公的年金調書」に申請日の事後の日付となっている事例があった。手続の趣旨や実務の要請もふまえて、手引の運用を徹底させるのか、手引自体の見直しをするのかの検討をすべきである。	手続きの趣旨を踏まえて手引の運用を徹底させることとし、研修等において、改めて運用上の留意点等について確認を行い、運用の徹底について周知した。
指摘7	児童扶養手当	児童扶養手当認定請求の添付書類の不備について	児童扶養手当の認定請求に係る添付資料において、所定の記載欄が空欄のまま受理されている事例があった。書類の記載欄については、記載を必要として欄を設けているものであり、空欄のまま事務処理を進めているのは不適切である。そのため、事務手続の運用を徹底させるべきである。なお、その他の添付書類を確認すると、同様の情報が記載されている書類もあることから、書類の様式見直しも含めて検討することが考えられる。	適正かつ確実に事務処理を行うため書類の記載欄は必要なことから様式の見直しは行わず、既存の様式に沿った事務手続きを徹底するよう周知した。
指摘8	児童扶養手当	児童扶養手当受給資格者の「現況届」の不備について	児童扶養手当の受給資格者が提出する「現況届」について、一部の記載欄が空欄となっているものの、そのまま受理されている事例があった。県は、「現況届」の受付窓口となる自治体に対して、不備のない「現況届」を提出してもらえるように適切に指導すると共に、不備のある書類については、不備の修正を求めるべきである。	不備のある書類については受理せず、修正依頼を徹底するよう、研修等において周知した。
指摘9	児童扶養手当	児童扶養手当システムの「システム化評価書」の未作成について ※指摘2、14と同じ	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、児童扶養手当システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。 なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。	効果測定を実施の上、「システム化評価書」を作成した。 デジタル改革の実行方針に基づき、効果測定検証の点も含めたシステム化に係るプロセス等の見直しを行った上で、必要な手続きについて周知徹底を図る。

指摘10	児童扶養手当	児童扶養手当システムのバックアップ実施状況の未確認について ※指摘15と同じ	児童扶養手当システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。	週1回バックアップ実施状況を確認し、記録することで、異常時に速やかに対応できるようにした。
指摘11	児童扶養手当	児童扶養手当システムの初回ログイン時のパスワード変更について	「(特別)児童扶養手当システム利用者管理要領」において、児童扶養手当システムへの初回ログイン後に速やかにパスワードを変更する旨が定められているが、県では初回ログイン後のパスワードの変更状況を確認する手続はなく、初回パスワードを変更せずに使用していると思われるユーザーが多く存在した。初回パスワードを変更しないことは、ログインIDが不正に利用される可能性が高まるため、パスワードポリシーを設定し、初回パスワードの変更状況を確認する手続を整備し、「(特別)児童扶養手当システム利用者管理要領」に従った運用を遵守すべきである。	要領を改正し、パスワードポリシーの設定を新たに追加し、さらにシステム内で各担当者のパスワードを一括で管理できるよう設定を行った。
意見22	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	連帯保証人の設定基準について	連帯保証人を立てさせるかどうかについては、連帯保証人が必須の貸付以外については各地域振興局の判断に委ねられている。各地域振興局の判断に差異が生じないよう、事例の情報共有等を行い、各地域振興局の判断に差異が生じないよう努めるとともに、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める方策について、好事例の共有や対応指針等を定めることが望ましい。	事務担当者会議において、連帯保証人を立てさせる場合や、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める上での好事例について情報共有を行うこととした。
指摘12	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	貸付金申請書類の不備について	「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」の一部項目に記載漏れがあるものの、受理されている事例が発見された。申請書類の記載内容に不備がないかのチェックや、不備のある書類についての対応など、実務の運用を適切に行うべきである。	事務取扱要領のチェックリストを見直し、新たな確認項目を追加したほか、不備のある書類で手続きを進めないよう周知徹底するなど、実務の運用の適正化を図った。
指摘13	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	初期滞納者に対する調査について	滞納回数が3～5件の初期滞納者に対する調査が行われておらず、かつ調査を行わないことに対する理由が整理されていない事例が発見された。 「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」にも、調査を行わない場合には理由を整理すべきとあり、事務取扱要領に基づく運用がなされていない状況であるため、運用を徹底すべきである。	事務取扱要領に初期滞納者の調査を行わない場合の理由整理票を設け、運用の徹底を図った。

意見23	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	滞納者に対する対応について	<p>支払能力があるにもかかわらず、再三の督促、来所依頼等の一連の償還指導を行っても償還を行わない滞納者に対して、法的手続きを行っていない。債権は、極力回収すべきであり、そのためにできる手段は実施すべきであることから、法的手続きの実施も検討すべきと考える。なお、外部事業者に収納事務の一部委託が開始されており、債権の回収促進が期待できる。事業者を利用する債権をどのように選定するかなど、詳細な運用ルールは決まっていないとのことであるが、費用対効果を検討の上、運用方針を明確にしていくことが望まれる。</p>	<p>債権回収委託に係る委託債権の選定基準を定めたところであり、引き続き委託による債権回収を進め、委託先の情報提供を得ながら、法的手続きを実施すべき事例を見極める。</p>
意見24	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	時効の援用が無い債権の対応について	<p>滞留債権については、時効が到来したものの、時効の援用が無い債権がある。これらは、債権の消滅ができず、継続して滞留債権として管理されている。滞留債権として管理されている以上、時効が到来し時効の援用がなされていない債権も管理コストが生じることになる。不納欠損処分を行うことができる事由は限定されており容易に処理できないが、議会の決議を経て権利の放棄をすることも認められており、議会の決議を経た権利の放棄も含めて不納欠損処理を検討し、管理コストの削減や財務の健全化を図るべきである。</p>	<p>不納欠損処理すべき案件については、新潟県債権管理判断基準に照らして処理しているところであり、引き続き、管理コストの削減や財務の健全化を図る。</p>
意見25	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	滞留債権の管理について	<p>一定の滞留状況が進んだ債権については、もはや個別の事情を考慮するような状況に無く、いかに回収するかを検討する段階になっていると考えられる。しかし、滞留債権の回収方針については、県全体としての統一した対応がなされているわけではない。</p> <p>個別の事情を考慮する必要が無い滞留債権については、回収方法を各部局がそれぞれ判断し実行するよりも、県全体として対応した方がより効果的かつ効率的であると考えられるため、滞留債権の回収方法を県全体として検討し、より実効性を高められる体制を構築することが望ましい。</p>	<p>他県での先行事例の調査や既設の全庁組織である「債権管理連絡会議」を通じた実務上の課題調査等を進め、債権回収・管理の実効性を高める手法を検討する。</p>
指摘14	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	「母子・父子・寡婦貸付金システム」の「システム化評価書」の未作成について	<p>新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」が定められているが、母子・父子・寡婦貸付金システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。</p>	<p>効果測定を実施の上、「システム化評価書」を作成した。</p>

		※指摘2、9と同じ	なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。	デジタル改革の実行方針に基づき、効果測定検証の点も含めたシステム化に係るプロセス等の見直しを行った上で、必要な手続きについて周知徹底を図る。
指摘15	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	「母子・父子・寡婦貸付金システム」のバックアップ実施状況の未確認について ※指摘10と同じ	母子・父子・寡婦貸付金システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。	貸付金業務マニュアルに週1回バックアップ実施状況の確認を明記し、チェックリストを設け、運用の徹底を図った。
意見26	ひとり親家庭等日常生活支援事業	事業意義の見直しについて	ひとり親家庭等自立応援事業のように補助金の交付に偏りが生じている事業や、ひとり親家庭等生活支援事業のようにほとんど支援が活用されていない事業がある。補助金の偏りが生じている原因、支援の活用度合いが低い原因の検討を行ったうえで、事業の活用推進に向けた取り組みを検討するとともに、必要な事業については市町村に対する説明や啓発等による連携の強化をすることが望まれる。	ほとんど支援が活用されていない「ひとり親家庭等生活支援事業」については令和3年度で終了したほか、補助金の交付に偏りのある「ひとり親家庭等自立応援事業」については広く市町村から活用促進を図るよう、市町村担当者会議等で説明した。

監査の結果に基づく措置状況について

令和2年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和4年9月30日

新潟県監査委員 八木 浩 幸
 新潟県監査委員 柄 沢 正 三
 新潟県監査委員 秋 山 三枝子
 新潟県監査委員 岡 俊 幸

令和2年度会計 財政的援助団体等に係る監査		
監査の種別	監査の結果	措置の内容
総務部	<p>【公立大学法人新潟県立大学】</p> <p>業務方法書において定めることとしている内部統制体制に係る規程等を整備していなかった。</p> <p>内部統制体制の整備は、法人の業務の適正を確保するため、法令が求めているところであり、早期に取り組まれない。</p>	<p>内部統制体制に係る規程等を整備し、学内に周知したことについて、団体から報告を受けて確認しております。</p> <p>今後とも適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
土木部	<p>【公益財団法人新潟県下水道公社】</p> <p>退職手当について、誤って調整額を加算しなかったため、支給不足となったものが2件3,903,000円あった。</p>	<p>退職手当は県の規定に則り公社が算定していますが、県報等による規定変更の把握が不十分であったため、今後は、支給額算定に細心の注</p>

	<p>支給額の確認を徹底されたい。</p>	<p>意を払うとともに、規定の変更有無のチェックを徹底する旨を団体から報告を受けて確認しております。また、不足分については、差額を計算し支払いを終えているとの報告を受けて確認しております。</p> <p>今後とも適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
--	-----------------------	--

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第9号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(休業等)</p> <p>第10条の2 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第2条第1項及び第3条第1項</u>に規定する<u>育児休業承認請求書</u>は、別記第6号様式の2によるものとし、所属長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第6号様式の3</u>によるものとし、所属長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第6号様式の4</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあっては所属長を経由して教育委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあっては所属長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>育児休業規則第5条第1項</u>に規定する<u>育児短時間勤務計画書</u>は、<u>別記第6号様式の5</u>によるものとし、所属長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 育児休業規則<u>第5条第3項</u>に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第6号様式の6による</p>	<p>(休業等)</p> <p>第10条の2 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第1条の2</u>に規定する<u>育児休業等計画書</u>は、別記第6号様式の2によるものとし、所属長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>育児休業規則第2条第1項</u>（<u>育児休業規則第3条において準用する場合を含む。</u>）に規定する<u>育児休業承認請求書</u>は、<u>別記第6号様式の3</u>によるものとし、所属長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第6号様式の4</u>によるものとし、所属長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第6号様式の5</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあっては所属長を経由して教育委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあっては所属長に提出しなければならない。</p> <p>5 育児休業規則<u>第5条第1項</u>に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第6号様式の6による</p>

ものとし、所属長を経由して教育委員会に提出し
なければならない。

6～11 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)

(略)

育児休業承認請求書

(略)

注 1・2 (略)

- 3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を
養育する場合(職員の育児休業等に関する
条例第3条の2で定める期間内に、職員(当
該期間内に産後休暇により勤務しなかつた
職員を除く。)が当該請求に係る子について
最初の育児休業をする場合を除く。)はその
氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請
求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力
が生じた日を、請求に係る子以外の子につ
いて現に育児休業の承認を受けている場合
はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及
び当該承認の請求に係る期間等を理由等の
欄に記入すること。
- 4 再度の育児休業期間の延長を請求する場
合は、その理由を理由等の欄に記入するこ
と。

第6号様式の3 (略)

第6号様式の4 (略)

第6号様式の5 (第10条の2関係)

育児短時間勤務計画書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

職名・氏名

職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の
規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請
求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画に
ついて下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞な
く届け出ます。

記

育児短時間勤務の承 認の請求に係る子の 氏名		生	年 月 日
		年	
		月 日	

ものとし、所属長を経由して教育委員会に提出し
なければならない。

6～11 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
育児休業等計画書

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

(略)

育児休業承認請求書

(略)

注 1・2 (略)

- 3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を
養育する場合(職員の育児休業等に関する
条例第2条の3で定める期間内に、職員(当
該期間内に産後休暇により勤務しなかつた
職員を除く。)が当該請求に係る子について
最初の育児休業をする場合を除く。)はその
氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請
求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力
が生じた日を、請求に係る子以外の子につ
いて現に育児休業の承認を受けている場合
はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及
び当該承認の請求に係る期間等を理由等の
欄に記入すること。
- 4 再度の育児休業又は再度の育児休業期間
の延長を請求する場合は、その理由を理由
等の欄に記入すること。

第6号様式の4 (略)

第6号様式の5 (略)

育児短時間勤務の計画	育児短時間勤務請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の育児短時間勤務請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考		
<p>注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。</p> <p>2 「育児短時間勤務請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した育児短時間勤務の請求期間を記入すること。</p> <p>3 子の出生前に提出する場合は、「育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名」欄は記入を要しないが、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。</p> <p>4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。</p>		

◎新潟県教育委員会訓令第10号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業等)</p> <p>第13条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第2条第1項及び第3条第1項</u>に規定する<u>育児休業承認請求書</u>は、別記第11号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第12号様式</u>によるものとし、承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第13号様式</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては校長を経由して委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあつては承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>育児休業規則第5条第1項</u>に規定する<u>育児短時間勤務計画書</u>は、<u>別記第14号様式</u>によるものとし、<u>校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 育児休業規則<u>第5条第3項</u>に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第15号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(休業等)</p> <p>第13条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第1条の2</u>に規定する<u>育児休業等計画書</u>は、別記第11号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>育児休業規則第2条第1項（育児休業規則第3条において準用する場合を含む。）</u>に規定する<u>育児休業承認請求書</u>は、<u>別記第12号様式</u>によるものとし、<u>校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第13号様式</u>によるものとし、承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第14号様式</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては校長を経由して委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあつては承認権者に提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> 育児休業規則<u>第5条第1項</u>に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第15号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。</p>

<p>6～11 (略)</p> <p>第11号様式 (第13条関係) (略) 教職員の育児休業について (副申) (略)</p> <p>注 1 (略) 2 再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。</p> <p>第12号様式 (略)</p> <p>第13号様式 (略)</p> <p>第14号様式 (第13条関係) 育児短時間勤務計画書 年 月 日 新潟県教育委員会 様 新潟県立 学校 職・氏名</p> <p>職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">生 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">育児短時間勤務の計画</td> <td style="width: 15%;">育児短時間勤務請求期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>再度の育児短時間勤務請求予定期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に (変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく) 提出すること。 2 「育児短時間勤務請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した育児短時間勤務</p>	育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名		生 年 月 日	年 月 日	育児短時間勤務の計画	育児短時間勤務請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		再度の育児短時間勤務請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		備 考				<p>6～11 (略)</p> <p>第11号様式 (第13条関係) 育児休業等計画書 (略)</p> <p>第12号様式 (第13条関係) (略) 教職員の育児休業について (副申) (略)</p> <p>注 1 (略) 2 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。</p> <p>第13号様式 (略)</p> <p>第14号様式 (略)</p>
育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名		生 年 月 日	年 月 日													
育児短時間勤務の計画	育児短時間勤務請求期間	年 月 日から 年 月 日まで														
	再度の育児短時間勤務請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで														
備 考																

<p>務の請求期間を記入すること。</p> <p>3 子の出生前に提出する場合は、「育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名」欄は記入を要しないが、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。</p> <p>4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。</p>	
---	--

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第8号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(出生サポート休暇)</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、<u>出生サポート休暇</u>（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間または期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(福利厚生)</p> <p>第19条 健康保険、<u>厚生年金</u>等の社会保険については、法令の定めるところにより加入させるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(不妊治療休暇)</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、<u>不妊治療休暇</u>（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間または期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(福利厚生)</p> <p>第19条 健康保険<u>及び</u>厚生年金等の社会保険については、<u>公立学校共済組合への加入資格を有することから</u>、法令の定めるところにより加入させるものとする。</p>

◎新潟県教育委員会告示第9号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前					
<p>(健康保険等)</p> <p>第14条 健康保険、厚生年金等の社会保険については、法令の定めるところにより加入させるものとする。</p> <p>別記 第2号様式 (略) 臨時職員の任用について(内申) (略)</p>		<p>(健康保険等)</p> <p>第14条 健康保険及び厚生年金等の社会保険については、<u>公立学校共済組合への加入資格を有することから</u>、法令の定めるところにより加入させるものとする。</p> <p>別記 第2号様式 (略) 臨時職員の任用について(内申) (略)</p>					
<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>免許状の種類 (取得年月日)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		免許状の種類 (取得年月日)		<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>免許状の種類 (取得年月日)</td> <td><u>(修了確認期限・有効期間満了日)</u> 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		免許状の種類 (取得年月日)	<u>(修了確認期限・有効期間満了日)</u> 年 月 日
免許状の種類 (取得年月日)							
免許状の種類 (取得年月日)	<u>(修了確認期限・有効期間満了日)</u> 年 月 日						
<p>(略)</p> <p>注1～3 (略)</p>		<p>(略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>注4 <u>(写)には必ず原本証明を付けること。</u></p>					